

贈与税

【概要】

- ・ 贈与税とは、個人から個人へ財産(カネ・モノ)が無償で移転された場合に、その財産を受け取った人に対して課される税金です。
- ・ 贈与税は、生前に財産を分割することで相続税の課税逃れを防ぐための制度です。
- ・ この贈与税は、生存中に財産を贈与する行為(生前贈与)によって主に相続税の負担を軽減するために、計画的に行われることが多いです。

【税率】

※別表 1

【種類】

①暦年課税制度

暦年課税制度とは、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間に贈与された財産に対して課税される制度です。

計算方法

- ・ 基礎控除:年間 110 万円までの贈与は非課税となります。
- ・ 2023 年までは、相続開始前 3 年間に行われた贈与は、非課税枠内の贈与であっても相続財産に加算されておりましたが、2024 年の法改正により、相続開始前 3 年間から 7 年間に延長されました。これにより、**7 年間にわたる贈与が相続財産に加算されることとなります。**

注意事項

- ・ 1 年間のうちに父親から基礎控除内 100 万円、母親からも基礎控除内 100 万円を贈与してもらった場合は、贈与税はかかるのか。
- ・ 自分が奥さんに生活費として毎月 10 万円渡した場合、年間 120 万円になる。これに贈与税はかかるのか。
- ・ 名義預金:親が子供のために子供名義で貯金しておく。毎年 100 万円ずつを貯金し、30 歳になって貯金通帳 3,000 万円をあげた場合贈与税はかかるのか。

②相続時精算課税制度

相続時精算課税制度とは、贈与時には贈与税を納めず、相続時に相続税として一括精算する制度です。

計算方法

- ・ 特別控除額:生涯で 2500 万円までの贈与に対する贈与税が非課税となります。ただし相続財産に加算されるので注意が必要です。
- ・ 特別控除額を超える部分については、一律 20%の税率が適用されます。
- ・ **2024 年から基礎控除:年間 110 万円までの贈与が非課税となりました。**

注意事項

- ・ 税務署に申し込みが必要です。一度相続時精算課税を申し込むと暦年課税には戻れません。
- ・ 適用条件としては贈与者が 60 歳以上の親または祖父母で、受贈者が 18 歳以上の子または孫である場合に適用されます。

【まとめ】

オーナーからどのような質問があるのか

- ・ 相続税と贈与税はどちらにした方がいいですか？
- ・ 暦年課税と相続時精算課税はどちらがいいの？

別表 1

一般税率（他人、兄弟間、夫婦間、親から未成年の子や孫）

基礎控除後の課税 価格	200万 円 以下	300万 円 以下	400万 円 以下	600万 円 以下	1,000万 円 以下	1,500万 円 以下	3,000万 円 以下	3,000万 円 超
税 率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	-	10万円	25万円	65万円	125万円	175万円	250万円	400万円

特例税率（祖父母から孫、親から 18 歳以上の子へ）

基礎控除後の課 税価格	200万 円 以下	400万 円 以下	600万 円 以下	1,000万 円 以下	1,500万 円 以下	3,000万 円 以下	4,500万 円 以下	4,500万 円 超
税 率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	-	10万円	30万円	90万円	190万円	265万円	415万円	640万円

別表 2

相続税の税率速算表

相続分に応じた 取得金額	税率	控除額
1000 万円以下	10%	—
3000 万円以下	15%	50 万円
5000 万円以下	20%	200 万円
1 億円以下	30%	700 万円
2 億円以下	40%	1700 万円
3 億円以下	45%	2700 万円
6 億円以下	50%	4200 万円
6 億円超	55%	7200 万円